市発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和措置について

安来市の発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和措置について、平成29年度より定めておりますが、令和7年12月1日以降に契約を行う工事につきましては、以下のとおり変更します。

○常駐義務の緩和要件について次の一または二の要件を満たし、発注者が工事現場の運営取締り等に支障がないと認めた場合、一の代理人が2件の建設工事を兼務できるものとします。

一　次の（１）～（３）の要件をすべて満たす場合

(1) 兼務するそれぞれの建設工事の契約金額が4,500万円未満（建築一式工事にあっては9,000万円未満）であること。

(2) 兼務するそれぞれの建設工事は安来市が発注又は監督する工事に限定するものとし、かつ工事現場間の移動距離が10ｋｍ程度であること。

(3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能であること。

二　同一の場所または隣接した場所で行われる工事で、安来市が認めるもの（諸経費調整工事）である場合。なお、この場合は兼務できる金額に制限を設けない。

○申請方法について 受注者は、兼務を希望する際、発注者に対し様式１により申請を行い、発注者はそれに基づき、緩和要件について総合的に勘案し、現場代理人の兼務についての承認の適否を決定する。

○緩和についての留意事項 兼務を承認した工事において、工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合や粗雑工事となった場合等は、兼務の取消し、工事成績評定点への反映、指名停止等の措置の対象となることがある。